

平成29年12月31日で経過措置が終了します

平成26年12月末までに難病の医療受給者証（以下、受給者証）の交付を受け、平成27年1月以降も継続して受給者証をお持ちの方に対して適用されていた経過措置が終了します。

平成30年1月1日以降は、難病の医療費助成に関する下記3点について右側の「原則」が適用されますので、ご注意ください。

なお、詳細は受給者証発行の都道府県窓口または保健所までお問い合わせください。

● 認定要件

経過措置（H29.12.31まで）
「診断基準」を満たすこと

原則（H30.1.1以降）
「診断基準」および「重症度分類」を満たすこと * 「重症度分類」を満たさない場合でも、 軽症高額要件（※1）を満たす方は認定対象となります。

（※1）1か月ごとの指定難病の医療費総額が33,330円を超える月が、年間3回以上ある場合。

● 入院時の食費自己負担額

経過措置（H29.12.31まで）
1 / 2 自己負担

原則（H30.1.1以降）
全額 自己負担（※2）

（※2）例：一般所得Ⅰの場合、一食当たり130円 → 260円となります。

● 毎月の自己負担上限額

- ① 重症患者認定の廃止
- ② 自己負担上限額の変更（一部）
- ③ 高額かつ長期の適用

< 自己負担上限額一覧表 >

②自己負担上限額の変更(一部) ③高額かつ長期の適用			経過措置 (H29.12.31まで)			原則 (H30.1.1以降)		
階層区分	階層区分の基準		自己負担上限額 単位：円 (患者負担割合：2割、外来+入院)			自己負担上限額 単位：円 (患者負担割合：2割、外来+入院)		
			① 一般	特定疾患 治療研究 事業の 重症患者	人工 呼吸器等 装着者	③ 一般	③ 高額 かつ 長期 (※3)	人工 呼吸器等 装着者
生活保護	－		0	0	0	0	0	0
低所得Ⅰ	市町村民税 非課税	本人年収 ～80万円	2,500	2,500	1,000	2,500	2,500	1,000
低所得Ⅱ		本人年収 80万円超～	5,000	2,500		5,000	5,000	
一般所得Ⅰ	市町村民税 7.1万円未満 ②		5,000	5,000		② 10,000	5,000	
一般所得Ⅱ	市町村民税7.1万円以上 25.1万円未満		10,000			20,000	10,000	
上位所得	市町村民税 25.1万円以上		20,000			30,000	20,000	

（※3）1か月ごとの指定難病の医療費総額が5万円を超える月が、年間6回以上ある場合。

